

県職交渉（確定①）概要

- 1 日 時 令和7年10月31日（金）
2 場 所 審理審問室
3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
4 議 題 給与条例の提案時期、通勤手当、時間外勤務、再任用職員、経験年数換算表、会計年度任用職員の遡及改定

【参考】R7確定交渉① 提案内容

- 令和7年4月の公民較差に基づく給与改定は人事委員会勧告を尊重する考え方の下、給料表については、人事委員会勧告どおり改定したいと考えている。
- 通勤手当のうち、自動車又は自転車等の使用者に対する手当について、令和8年4月から、人事委員会勧告のとおり、自動車の使用者に対する手当の新たな距離区分を創設するとともに、自動車及び自転車等の使用者に係る手当額を引き上げることとしたいと考えている。
- 令和8年4月から、経験年数換算表を改正し、中途採用職員に係る前職での在職期間について、公務員か民間企業等かにかかわらず、職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間は、原則として10割で換算することとしたいと考えている。
- 会計年度任用職員の給与改定・差額支給等に係る取扱いについて、令和9年度の給与改定から、すべての会計年度任用職員を対象に、常勤職員に準じた扱いとしたいと考えている。

項目	組 合 主 張	当 局 回 答
給与条例の提案時期	○確定交渉で合意した事項は直近の12月議会で条例改正してもらいたいが、状況はどうか。	○皆さんと合意した事項は直近の議会で条例提案するのが基本だが、国や他団体の動向も考慮する必要がある。
通勤手当	○交通用具に係る見直しの対象者は何人か。 ○R8.4の実施を早めることはできないのか。	○交通用具に係る手当受給者は約1,900人で、このうち約1,000人に影響がある見込み。 ○これまで遡及しておらず、かなりの人数に影響があるため、支給事務の観点からも難しい。
時間外勤務	○人事委員会報告では昨年よりさらに踏み込んだ表現になっているがどう受け止めているか。 ○若手職員のメンタル休職が増えており時間外も要因の一つだ。対策は考えているのか。	○業務を精選・効率化等してもなお恒常的な時間外勤務が多い場合は、人員配置等を考えいくべきということと思う。 ○メンタルヘルスセミナーで仕事の相談の仕方等を伝えている。引き続き、相談し易い職場づくりを進めていきたい。
再任用職員	○本県の勧告では触れられていないが、他県では一時金の支給月数を上げるべきと勧告されたところもある。 ○高齢層の退職も多い。辞めて民間に行こうという者もいる。	○他県の状況も把握しているが、国の制度で運用してきており国に要望していく。 ○モチベーションの観点から課題があると思っている。引き続き国に働き掛けていく。
経験年数換算表	○民間経験は全て10割でみることになるのか。 ○在職者調整はどうするのか。	○非常勤的なものは8割など、全てという訳ではない。 ○今回の見直しは人材確保の観点で行うものであり、現時点での在職者調整は考えていない。
会計年度任用職員の遡及改定	○任用6か月未満の者等も含めて全ての会計年度任用職員が対象になるのか。 ○国の対象範囲より広がることになるが、考え方は。	○報酬決定に給料表を用いていない職は対象外になる。 ○システム改修により可能な範囲で、会計年度任用職員の中で差が出ないようにと考えたものだ。